

学外における活動

□厚生労働省子ども家庭局
「児童虐待事案への対応に
おける警察と児童相談所・
市町村の連携等に関する調
査事業」検討委員

□科研費基盤研究（C）「親
密圏事案における刑事的介
入と多機関連携のあり方」
研究代表者

主要な研究業績

□「集合的行為の刑事責任に
関する予備的考察（1・2
完）」法学論叢157巻1号・
2号

□「暴力団組長である被告人
が自己のボディガードらの
けん銃等の所持につき直接
指示を下さなくても共謀共
同正犯の罪責を負うとされ
た事例について」産大法学
40巻2号

□「騒乱罪の構成要件につい
て——いわゆる「共同意
思」要件を中心に（1・2
未完）」産大法学42巻2・4
号

最近の研究業績

□「凶器準備集合罪の罪質
（最高裁昭和45年12月3日
第一小法廷決定刑集24巻13
号1707頁判批）」山口厚・
佐伯仁志編『刑法判例百選
II 各論〔第7版〕』（別冊
ジュリスト221号）

□「検察による児童虐待事案
解決のための多機関連携の
促進」社会安全・警察学4
号

□共同研究「児童虐待事案に
おける刑事的介入と多機関
連携のあり方」2019年7月
日本刑法学会関西部会（刑
法雑誌59巻1号掲載予定）。

□研究テーマ

近代を超える刑法理論の研究

□研究の取組み

「自律的な個人」という近代的人間観に
基づき「意思」や「因果性」という道具を
用いて理論化・精緻化されてきた、近代刑
法理論では解決することが難しい2つの問
題の解決に取り組んでいます。

一つは「集合的行為の帰責原理」の問題
です。現在の刑法理論は、「人は自ら行っ
た行為の結果についてのみ責任を問われ
る」という「個人行為責任原理」を「共犯
論」によって修正しつつ、「因果性」や
「意思」という近代理論の道具を用いて解
決を試みてきました。しかし、「因果性」
や「意思」という道具は、個々の行為と全
体結果の間の影響関係や相互のコミュニ
ケーション・意思決定過程が判別できる程
度に少人数の集団による行為の場合にはあ
る程度対応できるのですが、組織化されな
いまま集団を構成する人の数が多くなった
場合には使えません。そのような集団では、
個々の行為の相互作用関係が複雑すぎて全
体の結果に対してどのような影響を与えて
いるのかを認定することが困難であり、ま
た、どのような過程で全体としての意思が
決定されていったのかも分からないことが
多いからです。そこで、小集団から大集団
に至る集団を構成する個々人は、どのよう
な場合に、なぜ、全体の結果について責任
を負うことができるのかについて、集団と
個人の関係に注目して、個人行為が集合的
行為へと変質する社会心理学的メカニズム
の実態を解明し、「因果性」や「意思」と
は異なる観点から集合的行為の帰責原理の
説明を試みました。現在は、共同正犯、組
織的殺人・詐欺、騒乱罪、凶器準備集合罪
等の解釈論における具体的な応用に取り組
んでいます。

もう一つの問題は「親密圏内事案におけ
る刑事的介入と多機関連携のあり方」です。
「自律した個人」間の犯罪を想定する近代
刑法理論は、親子や夫婦といった特別な依
存関係における犯罪を適切に解決できない
ことが明らかになってきました。そこで、
これまで十分に解明されてこなかった警
察・検察段階に着目し、刑事的介入の実態
に関する調査を基礎に、親密圏事案解決の
ために最適といえる刑事的介入と多機関連
携のあり方を学際的な共同研究を通じて探
究しています。具体的には、（1）親密圏
事案における多機関連携の要請をふまえ刑
事司法の役割を見直す基礎理論的研究を基
盤として、（2）警察による刑事的介入の
あり方、とりわけ、被害者本人の最善の利
益・福祉に資する刑事的介入のあり方、ま
た被害者保護の必要性和刑事的介入の適正
な限界について、さらに（3）検察による
刑事的介入のあり方、特に、訴追裁量の柔
軟な活用とその統制について、日・米・
英・仏・韓の先進的な実践と理論に関する
調査・研究に基づき、日本における実践的
課題の解決に資する具体的な提言を行うこ
とを目指しています。